

事 務 連 絡
令和4年2月21日

令和4年度介護施設等における非常災害用設備等に係る補助金の事前協議について

日頃より本市高齢者政策に御理解、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
この度、厚生労働省が所管する「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」
における令和4年度予算（案）において、高齢者施設等における非常災害用設備等の事業が
示されております。

これに伴い、本市では、次のとおり補助金の事前協議の受付を行います。

補助金活用を希望する事業所につきましては、期日までに事前協議書・見積書等の提出を
してください。

補助事業の活用を希望される場合は、必ず御回答ください。

（書類の提出をもって補助が確約されるものではありませんので、御了承ください。）

1 期 限 令和4年3月18日（金）午後5時まで

2 提出先 健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 計画推進係

提出方法 メールにて 40kosui@city.kawasaki.jp まで

※データは電子媒体（エクセル等）のまま御提出ください。

※メールの件名は「提出 補助金事前協議（〇〇〇事業）」としてください。

※紙ベースも一式御提出ください（3部）（郵送可）。

3 提出資料 （1）事前協議書

（2）平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

（3）工程表

（4）併設事業所等がある場合は事業所ごとの専有面積及び按分が分かる
資料

（5）見積書（2者以上）

（6）その他参考書類（工事・設備の概要資料等）

※（2）から（6）は3部ご提出ください。

また、上記以外の書類提出を求める場合があります。

※期日までに見積書の提出が難しい場合は、御相談ください。

※今回の事前協議書は印不要ですが、厚生労働省から正式な案内が届き
ましたら、押印した協議書を提出していただきます。

4 対象施設・事業内容・金額・条件等

詳細は、別紙「補助対象整理表」等を参照

※令和3年度の資料のため、補助内容等が変更になる場合があります。

※補助下限額など条件がありますので、必ず別紙を御確認ください。

6 手続きの流れ

① 川崎市への事前協議書提出（事業者⇒川崎市）【令和4年3月18日まで】

② 川崎市からの連絡（川崎市⇒事業者）【令和4年8～9月】

（※）例年時期が変動します。②の連絡を待たずに申請準備をしていただき、川崎市の事前チェックを受けてください。

③ 川崎市へ補助金交付申請書を提出（事業者⇒川崎市）【②の連絡後】

④ 川崎市から決定通知を受理（川崎市⇒事業者）【③の提出後概ね1か月】

⑤ 工事にかかる契約・工事着手

（※）必ず川崎市からの決定通知を受理してから着手してください。それ以前に工事契約締結・工事着手をした場合、補助対象外となります。

（※）工事については、契約、発注、各種検査、支払いを含めて対象年度（令和4年度）の3月末までに完了することが必要です。

（※）補助事業については、令和4年度中の「申請書に記載した事業完了日まで」に完了してください。

期日までに事業完了が確認できない場合、補助金の交付を受けられなくなります。

⑥ 補助事業完了後、実績報告書を提出（事業者⇒川崎市）【完了後10日以内】

⑦ 川崎市による完了検査

⑧ 完了検査後、補助金の交付決定（川崎市⇒事業者）

⑨ 補助金の請求（事業者⇒川崎市）

⑩ 補助金交付

⑪ 当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還

7 注意

（1）当該補助事業については、厚生労働省の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。また、本市及び国の予算の範囲内で実施します。令和4年度予算については、本市及び国の3月議会の承認が必要であり、今回の事前協議の結果、予算額を超えた場合は、補助対象事業所を選定する又は事業が実施できない場合があります。また、予算の状況等により、補助率等が変更となる場合があります。

（2）今回の事前協議は、令和4年2月現在の予定であり、厚生労働省から正式な補助事業の案内はされていません。今後、補助内容や金額に大幅な変更が生じたり廃止となる場合があります。

（3）協議書の申請に対し、国へは優先順位をつけて申請します。なお、原則、昨年8月に

実施した補助金活用希望に関する調査で、補助金の活用を希望する旨を回答していただいた工事等を優先させていただきます（ただし、補助が確約されるものではありませんので、御了承ください）。

- (4) 事前協議書の内容にて国へ協議を行いますので、内示後は原則協議を行った内容から変更を行うことはできません。
- (5) 補助金決定通知を受理する前に補助事業に着手した場合は、補助対象となりません。
- (6) 金額に応じて、適切な方法で施工業者を決定してください。

	一般競争入札	指名競争入札 (5社以上)	見積合せ (3社以上)
工事	1,000万円以上	1,000万円未満	250万円以内
製造請負			250万円以内
物件の買入れ			160万円以内
委託			100万円以内

(※) 本市において「補助金等工事事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、令和元年12月に「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部が改正されました。

- ・対象 100万円を超える補助金等を交付される補助事業者等
- ・100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2人以上から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する。

(※) 何らかの事情により入札又は見積合せが困難なケースがありましたら、高齢者事業推進課までお問合せください。

- (7) 補助対象となった整備については、耐用年数の満了前に事業所の廃止や移転等がされた場合は、残存年数に応じた補助金の返還が発生する場合があります。
- (8) 交付金の受給に係る不正行為や過大受給等が発覚した場合には、交付金の取消を行うとともに、交付金の返還を求めることとなります。
- (9) 建築基準法関係法令、消防法関係法令、介護保険法指定基準等の各種関係法令について遵守してください。

＜問合せ先＞川崎市 健康福祉局 高齢者事業推進課 計画推進係

TEL 044-200-2652 ファクス 044-200-3926

メール 40kosui@city.kawasaki.jp

【事務所所在地】〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

【郵便物送付先】〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地